

文ヲ可認トテ、牛王ノ裏ニ大小ノ神祇ヲ載テ、盟文ヲ書、小指ノ血ヲ淋テ、安國寺ガ目前ニテ、判形ヲ居秀吉ガ心底如此、斯上猶疑心アラバ無力、若無別條ハ、和僧元春隆景ノ誓書持來レト宣ヘバ、安國寺馳歸テ、秀吉ノ判形ヲ見セ申、

〔類聚名義抄三〕 扱 音勒 カヨエヒノマタ

〔伊呂波字類抄人體〕 扱 ユヒノマタ

〔同人體〕 扱 オホカヨヒノマタ

〔古事記上〕 於是伊邪那岐命拔所御佩之十拳劍斬其子迦具土神之頸○中集御刀之手上血自手。侯漏出所成神名、訓漏久伎云闇游加美神、

〔古事記傳五〕 手侯は師の多那麻多と訓れたるに依ベし、上に美を添るは御の意なり、本に多能と訓又書紀に、指間を多麻々多那は之に同じ、手心、手裏、手末など云例なり、さて記中の侯字、延佳本にはすべて股と作り、こはさかしらに改つるなり、侯は字書には見えねど、此方の古書にあまねく用ひて、今も猶地名などには此字をのみ書來れり、改むべきにあらず、此外も漢國になき書には此類いと多く、

〔倭名類聚抄三〕 手足 爪甲 四聲字苑云爪 音早、和名豆女、手足指上甲、甲下一本有二也字二

〔箋注倭名類聚抄二〕 手足 按豆米端末之義、謂橋端云波之豆米爪甲在手末故名、謂屋邊爲軒乃都萬亦同語、摘訓都牟、撮訓都萬牟皆爪之活用者○中急就篇捲腕節爪拇指手、注爪指甲也、釋名爪紹也、筋極爲爪、紹續指端也、按說文覆手曰爪、又云、叉手足甲也、二字不同、經典皆借爪爲叉、叉字遂廢、那波本也、下夾注和名豆女乃古布七字、按載一訓、宜在注末、今載在條末、又類聚名義抄、伊呂波字類抄、皆無是訓、知是後人所增、非源君舊文、

〔類聚名義抄九〕 爪 音早、和サウ ツメ

〔伊呂波字類抄人體〕 爪 ツメ 爪音戰 甲 同